

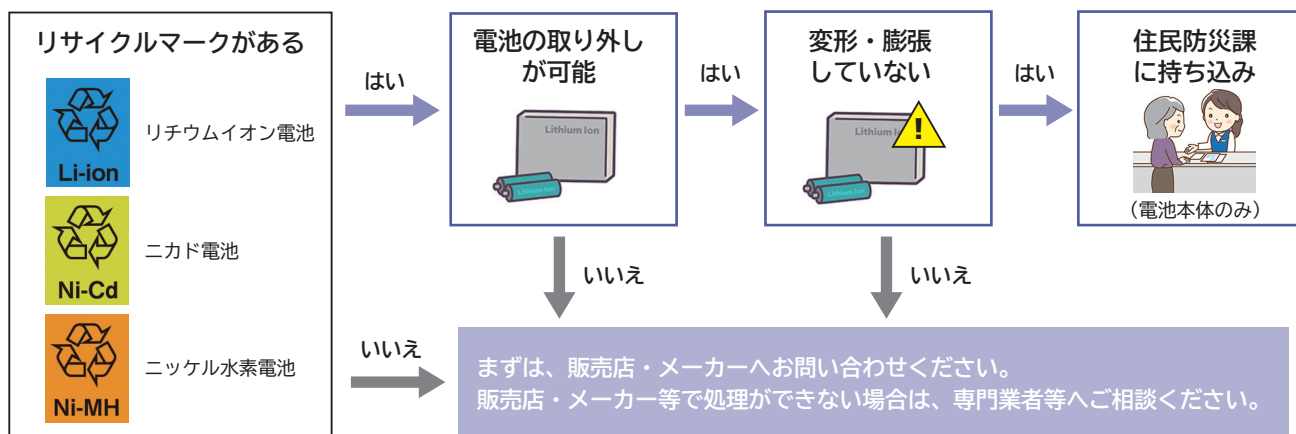
小型充電式電池を回収します

スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使われる小型充電式電池（リチウムイオン電池等）を回収します。使用しなくなった小型充電式電池がありましたら、住民防災課窓口までお持ちください。

■対象品目（例）

パソコン、モバイルバッテリー、スマートフォン、デジカメ、加熱式たばこ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、電動工具、ワイヤレスイヤホン など

■出し方の流れ



☎ 住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

上水道の漏水調査を行います

上水道の効率的な施設管理を図るため漏水調査を行います。調査にあたり宅地内へ立ち入りさせていただくことがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■調査期間 8月1日(金)～12月19日(金)

■調査時間帯 午前8時30分～午後5時まで

■調査区域 国見町上水道給水区域 全域

■調査内容 調査員が各戸敷地内の水道メーター等に音聴棒を当てて、異常音の有無を確認します
(調査員は身分証明書と腕章を携帯します)

■調査業者 株式会社 島工業 (郡山市富久山町久保田字古町 161 ☎ 935-5667)

☎ 上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997

定額減税補足給付金（不足額給付）について

昨年度に行った「定額減税補足給付金（当初調整給付）」の支給額に不足が生じた方に不足額給付を実施します。

対象者と見込まれる方には7月下旬から8月上旬までに支給確認書または申請書を発送します。届いた方は令和7年10月31日^①までに本人確認書類の写しと振込先口座が確認できる書類の写しを添付し、返送してください。

	対象者	給付額
不足額給付1	令和7年1月1日時点で国見町に住民登録があり、令和6年分所得税額・定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額（不足）が生じた方	本来給付すべき所要額－当初調整給付額 (1万円単位)
不足額給付2	令和7年1月1日時点で国見町に住民登録があり、以下のすべてを満たす方 ①所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（本人として定額減税の対象外） ②税制度上「扶養親族」の対象外となる事業専従者（青色・白色）または合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税の対象外） ③低所得者世帯向け給付（令和5度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない	原則4万円 (令和6年1月1日時点で国外に居住していた方は3万円)

※不足額給付の詳細は、町ホームページにも掲載しています。

※その他ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

税務課課税係 ☎ 585-2778

介護保険料等の基準額が見直されました

介護保険料等の算定および判定は年金収入等80万円を基準としていましたが、令和6年（1月～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が80万円を超えることから、保険料負担に影響が出ないように基準額が80万円から80.9万円に見直されました。なお、基準額以外の要件はこれまでどおりです。

介護保険料（令和7年4月～）

所得段階		対象者 <改正前>		対象者 <改正後>
第1段階	住民税 非課税世帯	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円以下の人	➡	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9万円以下の人
第2段階		課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円超120万円以下の人		課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9万円超120万円以下の人
第4段階	住民税 課税世帯	本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人		本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下の人
第5段階		本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える人		本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円を超える人

健診結果説明会を開催します

健診は受診後がとても大切です。町では、保健師や看護師が一人ひとりに合った日常生活での注意点を一緒に考え、皆様の健康づくりのお手伝いをします。完全予約制となりますので、電話で申込みください。(先着順)

■内容

InBody 測定（体重・筋肉量・体脂肪量の測定）、血圧測定、個別健康相談

■申込み

ほけん課国保係 ☎ 585-2785（受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝除く））

■開催日時・会場

日 程	時 間	会 場
8 月 5 日(火)	東部高齢者等活性化センター 研修室	<午前の部> ① 9 時 30 分～10 時 00 分 ② 10 時 15 分～10 時 45 分 ③ 11 時 00 分～11 時 30 分 <午後の部> ④ 1 時 30 分～2 時 00 分 ⑤ 2 時 15 分～2 時 45 分 ⑥ 3 時 00 分～3 時 30 分
8 月 7 日(木)	観月台文化センター 3 階 第 3 研修室	
8 月 19 日(火)	観月台文化センター 3 階 第 3 研修室	
8 月 22 日(金)	大木戸ふれあいセンター 研修室	
8 月 26 日(火)	森江野町民センター 研修室	
8 月 28 日(木)	小坂農村総合管理センター 研修室	

※都合がつかない場合は、別日程での電話相談や家庭訪問を行いますのでご相談ください。

☎ほけん課国保係 ☎ 585-2785

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在、お使いの国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は 7 月 31 日までです。8 月 1 日以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。なお、8 月中に更新手続きをしないと、8 月 1 日から適用されなくなりますので、ご注意ください。

■申請期間 8 月 1 日から随時受付

■申請場所 ほけん課国保係（役場庁舎 1 階）

■持参物

- ・現在お使いの国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（新規申請の場合は不要）
- ・認定証が必要な方の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカードまたは、通知カード）

・「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」とは、入院や高額な外来診療を受ける際、医療機関などに資格確認書とあわせて提示するもので、窓口で支払う金額が自己負担限度までに抑えられます。

・マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をご利用下さい。

☎ほけん課国保係 ☎ 585-2785

あつかし農友会「夏マルシェ」を開催します

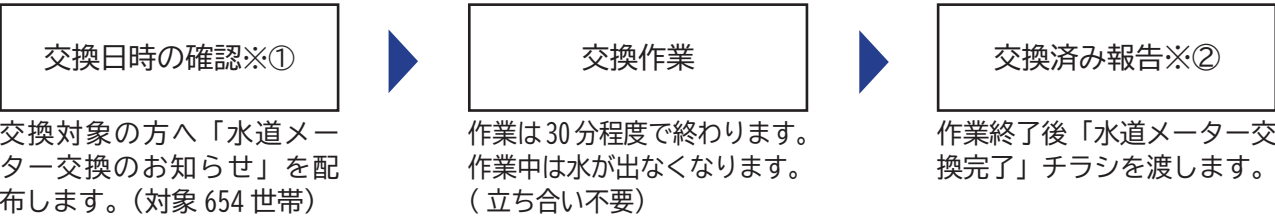
くにみ農業ビジネス訓練所の修了生と町内の新規就農者で結成された「あつかし農友会」が夏マルシェを開催します。若手農業者たちが心を込めて作った採りたて夏野菜を販売しますので、ぜひご来場ください。

- 日時 8月3日(日) 午前9時～正午（品物がなくなり次第終了）
- 場所 道の駅国見あつかしの郷 道路情報コーナー
- 内容 夏野菜などの販売

問産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

水道メーター交換に協力をお願いします

上下水道課では、皆様が使用している水道メーターを検定有効期間8年が満了する前に無料で交換しています。町内の水道工事業者が、該当する方にのみ水道メーターの交換を行います。
※交換費用は町で負担します。自己負担はありません。



- ※①在宅で交換作業の了解を得られた場合は、当日に作業を行います。
- ※②交換後には、蛇口から濁り水や空気が出る場合があります。その際は 1 ～ 2 分ほど水を流すと解消しますので、ご了承ください。

- 期 間
令和 7 年 8 月 1 日(金)～令和 8 年 2 月 16 日(日)まで
- 敷地内への立ち入りについて

交換作業の際に、立ち会いを希望される方や日程調整が必要な方は「水道メーター交換のお知らせ」に記載してある「施工業者」に連絡してください。連絡がない場合には、留守の場合でも交換作業をさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997

お盆休み期間の水道工事当番店について

月 日	指定店名	電話番号
8/13 (水)	(有) 後藤設備	585-3103
8/14 (木)	(有) 齋久設備	585-2310
8/15 (金)	(株) 渡辺建設	585-2404
8/16 (土)	(有) 佐久間工業	529-1105

問上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997